

○後援名義使用承認規程

2025 年 5 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、各種事業に対し、一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 (JAD) 略称が「後援」を行う場合の名義使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第 2 条 後援に使用する名義は、「一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会」又は「JAD」(略称)とし会員会社のみに認める。

(承認基準)

第 3 条 後援の名義使用の承認は、セミナー、大会、講習会、講演会、研究会、展示会、発表会、競技会、研修会、その他の集会の開催、強調週間その他の運動の実施等で、教育、産業、経済、文化、社会福祉又は学術の振興又は普及に寄与するものであつて、かつ当該事業を奨励する必要があると認められるものとする。

2 前項に掲げる事業の主催者は、事業開催に係る法令に定められている必要な手続きを全て完了していなければならない。(第 6 条①～⑥)

(取扱事務局)

第 4 条 名義使用承認の事務取扱は、JAD 事務局への申請書類提出、その後理事会承認を経て会員に発行する。

(使用申請)

第 5 条 後援の申請は、後援名義使用申請書、後援名義使用承認申請書、収支予算書の提出を JAD 事務局へ事業実施日 1 ヶ月前までに行うものとする。

(使用承認の決定等)

第 6 条 申請書の提出があつたときは、速やかにその事業が下記の基準に該当するかどうかを理事会で審査し、一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会名義の許可証を発行する。

- ①人材能力開発の振興に寄与すると認められること
- ②営利を目的とするものでないこと
- ③宗教的目的を有するものでないこと
- ④政治的目的を有するものでないこと
- ⑤公の秩序及び善良な風俗を乱すものではないこと
- ⑥社会的妥協性を欠くものでないこと

2 使用承認にあたって必要があるときは、条件を附して決定することができる。

(期間)

第7条 使用期間は承認した日から当該事業終了までとし長期にわたるものは、6ヶ月を限度とする。

(使用承認の取消)

第8条 使用許可証の交付後であっても、次の各号に該当するときは、その承認を取消することがある。

(1) 事実と相違する申請書により承認を受けたとき。

(2) 承認の条件に違反したと認められるとき。

(名義使用に際しての禁止事項)

第9条 承認を受けた名義は、これを他に使用させてはならない。

2 名義使用承認は、当該承認のみであって、他にいかなる権利又は優先権若しくは負担を附与するものではない。

(経費)

第10条 事務局はかかった経費について一切負担しない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定める。

附則

この規程は、2025年5月28日から施行する。